



～国際調達物流システム 特定輸出者対応事例～

A物流株式会社様

➡導入の背景と経緯

A物流株式会社様は、総合物流会社として国内外向けへの梱包、輸出入通関、物流センタの運営といった物流業務全般にわたるサービスを提供されています。また、商品販売事業として海外の建設機械関連企業に対する建設機械組立用部品の輸出販売も行っておられます。

通関手続きにかかるリードタイムの短縮や物流コストの削減を図るため、特定輸出者の承認を取得されようとしていました。

そこで、第一弾の対応として、コンプライアンスの観点から内部統制に関わる機能を追加しました。内容は、システム利用権限やパスワードポリシーの設定と、システム利用やデータ更新の履歴検索および金額や納期等を確認しながら正確に判断できる承認機能といったものです。

特定輸出者の承認を得るための要件の1つに、「特定輸出申告制度の適用を受ける貨物の輸出に関する業務を適正に遂行することができる能力を有していること」というものがあります。

今回はこの対策として、規制品が誤って出荷されない仕組みを構築しました。

➡機能の概要

■ 輸出規制判定情報のシステム保持

輸出アイテム（品番）単位に以下の情報を保持します。

該非判定区分

輸出規制品に該当するか否かの状態（非該当/判定中/該当）。

判定日

初めて取り扱う物が規制品なのかを判定した日。

輸出可否区分

輸出が可能か否かの状態。

E/L（Export License：輸出承認書）情報

輸出貨物に、輸出貿易管理令（別表第1）に該当する物が含まれる場合、事前に経済産業省への輸出許可申請が必要となります。

その際に発給された承認書の情報を保持します。

■ 輸出規制品の誤出荷防止

受注情報およびInvoice情報の登録時に、該非判定が「判定中」もしくは「該当」で、かつ「輸出不可能」のアイテムが存在する場合はエラー（出荷不可）とし、「該当」かつ「輸出可能」のアイテムが存在する場合には警告（確認の上、出荷可）することで、輸出規制品の誤出荷をシステムにより防止できるようになりました。

▼今後の展開

■10+2ルール

米国ではテロ対策の一環としてセキュリティが強化される中、2010年1月より「10+2ルール」が本格的に施行となりました。これに伴い、船積み前に輸入貨物に関する情報を提出することが求められます。

A物流株式会社様では、システムから対象となるデータをダウンロード、手作業ではありませんが米国側通関業者の10+2ルール対応システムに合うように加工してアップロードするといった運用を実施されています。

今後は、これらの手続きをEDIデータ連携により自動化し、更なる業務の効率改善に努めたいと考えています。

<ご連絡先>

関西総合システム株式会社 <http://www.kisnet.co.jp>

〒556-0017 大阪市浪速区湊町 1-2-3 (マルイト難波ビル)

TEL 06-4396-5320 (営業企画部 小浦、ソリューションシステム部 赤崎)